



報道機関 各位

記者発表資料

令和3年8月27日（金）

問い合わせ先：人事課

課長：川瀬

担当：松原、福司

電話：829－1090

内線：2415

職員の懲戒処分について

さいたま市長は、地方公務員法の規定に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

1 事件の概要

本事件は、当該職員が、令和3年4月17日（土）午前7時35分～45分頃、JR山手線池袋駅～巣鴨駅間の電車内で女子高校生二人の臀部を触ったものです。

警察の任意同行に応じ、東京都の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」違反の嫌疑で取り調べを受けたところ事実を認めたため、同日に釈放されました。

なお、被害者二人とは示談が成立し、令和3年6月3日付けで不起訴処分とされました。

2 処分内容等

（1）被処分者及び処分の内容

環境局 業務主査 （51歳） 停職3月

（2）理 由

地方公務員法に規定する以下の懲戒処分理由に該当するため。

- ・法令違反
- ・全体の奉仕者としてふさわしくない非行

3 処分年月日

令和3年8月27日